

昭和十年における

我國富及び國民所得額

總理廳統計局

緒言

一、ここに未発表のまま埋れてゐた昭和十年の我が國富及び國民所得の政府推計を公刊するに當り、一言解説を加へたい。

二、國民所得の推計は今日の日本にとつて困難ではあるが、極めて重要な仕事となつた。其の經常的推計は目下經濟安定本部の國民所得調査室で司令部經濟科学局指導の下に着々進行中であるが、同時に賠償問題並に日本がどの程度の經濟水準を許容されるかの問題に關聯して、歴史的な推計数字も亦新しい脚光を浴びて顧みられる必要が起きてきた。殊に戦前の推計が然りである。嘗て内閣統計局は昭和五年及び昭和十年の我國國民所得を所謂客觀的方法により、又大正十四年の分を主觀的方法により推計した。今後の經濟恢復許容水準が或は昭和五—九年と傳えられ、或は昭和九—十一年と言はれる折柄、これらの推計数字の參考價値は極めて高いものと思はれる。

三、これら推計の信憑性については種々批評の存する所であるが、総司令部の國民所得専門家マイクル・サビア氏も戦後アメリカ統計使節團の報告中に、当時日本の各種經濟統計資料が國民所得推計のためには概ね極めて貧弱であつた点を認めながらも、昭和五年の内閣統計局推計は今日まで日本

で作られた中での最優秀なるものである旨を述べてゐる。事実その数字は今日まで多くの学者専門家たちにより補外法の基礎として利用され來つたものである。

四、昭和十年の國民所得は昭和五年のものと同様の方法によつて作成されたのであるが、当時の情況下に未公表のまま今日に至り、其の計算の詳細は焼失の厄に遭つて、唯其の綜合結果のみが茲に刊行を見るに至つたものである。昭和五年分の詳細については当時すでに「昭和五年國民所得調査報告」として刊行されてゐるから、茲では特に昭和十年の推計結果と其の方法概要を中心におき、他は之との比較又は附録の形として大方の参考に供する次第である。

五、國富の推計についても昭和十年分は未刊行であつたので従來の慣行に従ひ「國富及び國民所得」の順序を以て印刷に附した。

昭和二十三年七月

総理廳統計局長 森 田 優 三

目 次

一、國富及び國民所得額の意義	一
二、國 富	二
1、總 説	二
2、昭和五年末國富額との比較	五
3、府縣別國富額	八
三、國民所得	三
1、總 説	三
2、昭和五年國民所得額との比較	六
四、主要列國の國富及び國民所得	一〇
五、國民所得額の増進	三三

附錄一 昭和十年國富及び國民所得推計方法……………三九

(一) 昭和十年國富推計方法……………三九

(二) 昭和十年國民所得推計方法……………四〇

附錄二 大正十四年及び昭和五年項目別國民所得額……………四〇

(一) 大正十四年項目別國民所得額

(二) 昭和五年項目別國民所得額

一、國富及び國民所得額の意義

本冊子に於て以下述べる國富は、昭和十年末我内地に於ける物的財貨の総額に對外債權債務差額を加除したる金額である。即ち下表に掲げる如く工業用機械の如き生産用の財貨たると、家具家財の如き純消費用の財貨たるとを問わず、主要なる一切の財貨を昭和十年末當時に於ける價格（減耗を斟酌したる再生産價格）に見積り合計し、これに對外債權債務差額を加除したる金額である。従つて財貨の数量又は品質に変化なくとも、その價格が変動すれば、これに伴い國富額も増減することになるのである。

國民所得は昭和十年一箇年間に於て内地の農業、水産業及び鉱業の所謂原始産業の生産総額から必要経費を差引いた純生産額に、工業が原料に加工附加せる價額、交通業が貨客の運輸及び通信の傳達によつて得たる純収益、物品販賣業が賣買の仲介によつて得たる純収益、上記以外の産業に従事せる者の勤勞の全價額を合算し、これに國際投資及び事業利得差額を加除したるものである。即ち昭和十年の國民所得額が百四十五億円であるということは、昭和十年一箇年間に新に生産された物の生産費を差引いた純價額と同年中に行われた勤勞の全價額との合計から、國外に流出したる分を差引き、同

流入したる分を加えたる金額が百四十五億円であるということである。換言すれば、昭和十年一箇年間に於て物及び勤労に対し百四十五億円に該る購買力が作られたということになる。従つて物の生産は従前通りであつても、物の生産に直接関係のない産業に従事する人の勤労が増加すれば、國民所得額は増加することになるのである。

なほこの國民所得額は、昭和十年一箇年間に各人に支拂われてその所得となつた金額の合計とは必ずしも一致せぬことに注意を要する。これは昭和十年一箇年間に支拂われて或者の所得となつた金額は、必ずしも同年中の生産額から支拂われているとは限らぬことを考へても明かである。

二、國 富

1、總 說

昭和十年末國富総額は一千二百四十三億円余であつて、一世帯当り九千二百一十一円、人口一人当り一千七百九十五円となる。國富総額の一割二分は官有、五分は公有であつて、私有は総額の八割余を占めている。國富額を項目別に見ると、土地が最も多く総額の三割弱を占め、建物の二割一分、家具家財の一割一分弱、鉱山の八分がこれに次いで多く、他の項目は何れも百億円未満で総額の七分にも

達しない。

昭和十年 國富 額

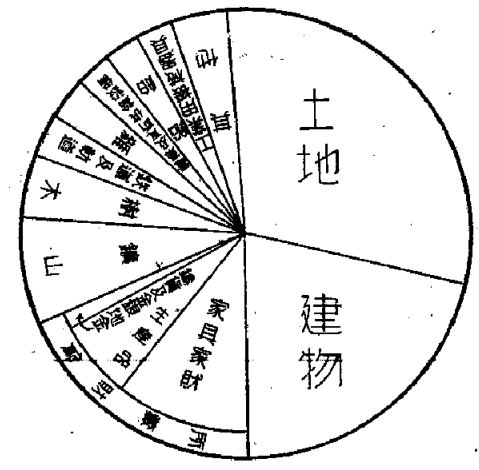
(單位千円)

總 類	總 額	官 有	公 有	私 有
土 地	二四、三三三、六七五	一五、一九四、八九一	六、七五、三三二	一〇三、三六九、四四二
〇 港 灣 及 び 運 河	三、〇六六、六三一	二、四三〇、九三三	二、〇四四、五七	三三、六六九、一七
〇 橋	一〇、〇一〇、七三三	六、一八三、五	一	九、四八、九三
〇 樹 木	四、四四〇	三、四一、七四六	一〇九、七六	三、三、九五
家 畜 及 び 家 禽	七、〇六六、四三八	一、七三三、二〇五	一、〇四四、五〇	四、二六六、六八三
建 物	四三、四三三	三〇、九三	三三	四〇、〇二
工 業 用 機 械 器 具	三六、二二一、四七六	九四、八三六	一、五七、八四二	三三、六六、八〇
鐵 道 及 び 軌 道	二、九三三、三三	一、六七、五八九	四、二〇〇	二、七四九、四四
諸 車	三、七四六、七〇	二、六八一、六〇八	一〇五、五五	九五、六三六
船 舶	八、四八、八四	四、八五、〇五	四二、三三	三九、四八
電 氣 及 び 瓦 斯 供 給 設 備	四、〇三三、三六八	二、一〇〇、一四	一〇三、〇	九四、八八一
電 信 及 び 電 話 設 備	三、〇八八、一六九	八、三、三五	三、八、二八	三、六六、七六
水 道 設 備	五、三六、〇九七	四、九三、八〇六	三、三、三四〇	二、六六、七六
所 藏 財 貨	五、八三、五五	一、四〇七	五、六、一四	四、四三
家 具 家 財	三三、〇四六、四六八	九、六、三〇九	四、五、八四	三二、六六、三六
家 具 家 財	一三、三三三、五五	六、三、三三	四、五、五五	〇四、三、三三

生 産 品	八〇八九七五	三六八四六	一、三九	七、七五、六九
鑄貨及び金銀地金	一、四三、一六	—	—	一、四三、一六
雜	三、四七、三三	二、九七、七九	—	五、四五、三〇
對外債權債務差額	九五、四三九	△ 三〇、四二一	△ 二五、六六五	一、五〇、四九一

△は債務超過を示す。

項目別國富額割合



(備考)
右表中雜の項目に含ましめてあるものは、工作物・兵器(航空機を含む)但し艦艇は船舶の項目中に含ましめてある)工業用以外の機械器具、図書館・博物館等の所藏品等である。

2、昭和五年末國富額との比較

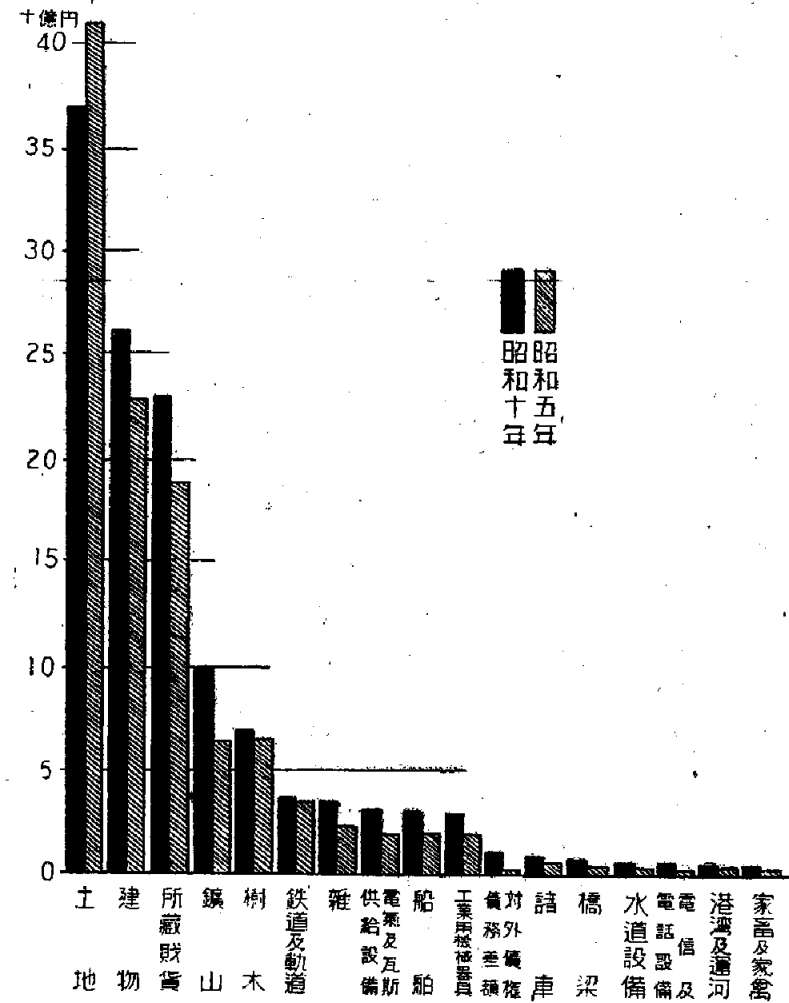
昭和十年末國富額を前回調査の昭和五年末國富額に比較すれば次の如くである。但しこの両回に於ける國富の調査は同様の方法によつて行われたのであるが、その間若干の相違がある。即ち國富中最も多額を占める土地の評價が今回主管廳に於て改められたこと及び建物、家具家財の價額調査に關し、前回は全國十地方から代表府縣各一を選んで、必要なる資料を蒐集し、同資料に現われたる所をその地方全体に推し及ぼしたのであるが、今回はこの代表府縣の数を増して、一地方に付三乃至四府縣とし、各地方の実狀を一層適確に写し取ることに努めたことである。このため、土地の價額は昭和五年に比し昭和十年に於て、實際地價の低落せることに基く部分もあるが、非常な減少を示し、延いては後述の如く若干府縣の富が昭和五年に比し減少を示すに至つたのである。

昭和十年及び昭和五年國富額比較

總 額	昭和十年		昭和五年		差 額 (一)は昭和十年減	實 數	割合(%)
	金額	割合(%)	金額	割合(%)			
土地	三、四〇、四七五	一〇〇	二、〇一、八〇〇	一〇〇	一、三八、六七五	一、三八、六七五	二二・八
建物	一、〇〇、〇〇〇	三〇	一、〇〇、〇〇〇	三〇	—	一、〇〇、〇〇〇	三〇・〇
農	一、〇〇、〇〇〇	三〇	一、〇〇、〇〇〇	三〇	—	一、〇〇、〇〇〇	三〇・〇
林	一、〇〇、〇〇〇	三〇	一、〇〇、〇〇〇	三〇	—	一、〇〇、〇〇〇	三〇・〇
漁	一、〇〇、〇〇〇	三〇	一、〇〇、〇〇〇	三〇	—	一、〇〇、〇〇〇	三〇・〇
製造	一、〇〇、〇〇〇	三〇	一、〇〇、〇〇〇	三〇	—	一、〇〇、〇〇〇	三〇・〇
商	一、〇〇、〇〇〇	三〇	一、〇〇、〇〇〇	三〇	—	一、〇〇、〇〇〇	三〇・〇
運輸	一、〇〇、〇〇〇	三〇	一、〇〇、〇〇〇	三〇	—	一、〇〇、〇〇〇	三〇・〇
通信	一、〇〇、〇〇〇	三〇	一、〇〇、〇〇〇	三〇	—	一、〇〇、〇〇〇	三〇・〇
電力	一、〇〇、〇〇〇	三〇	一、〇〇、〇〇〇	三〇	—	一、〇〇、〇〇〇	三〇・〇
公共事業	一、〇〇、〇〇〇	三〇	一、〇〇、〇〇〇	三〇	—	一、〇〇、〇〇〇	三〇・〇
教育	一、〇〇、〇〇〇	三〇	一、〇〇、〇〇〇	三〇	—	一、〇〇、〇〇〇	三〇・〇
文化	一、〇〇、〇〇〇	三〇	一、〇〇、〇〇〇	三〇	—	一、〇〇、〇〇〇	三〇・〇
スポーツ	一、〇〇、〇〇〇	三〇	一、〇〇、〇〇〇	三〇	—	一、〇〇、〇〇〇	三〇・〇
娯楽	一、〇〇、〇〇〇	三〇	一、〇〇、〇〇〇	三〇	—	一、〇〇、〇〇〇	三〇・〇
健康	一、〇〇、〇〇〇	三〇	一、〇〇、〇〇〇	三〇	—	一、〇〇、〇〇〇	三〇・〇
社会福祉	一、〇〇、〇〇〇	三〇	一、〇〇、〇〇〇	三〇	—	一、〇〇、〇〇〇	三〇・〇
その他	一、〇〇、〇〇〇	三〇	一、〇〇、〇〇〇	三〇	—	一、〇〇、〇〇〇	三〇・〇

(單位千円)

昭和十年及び昭和五年項目別國富額比較



上表を見ると對外債権債務差額が昭和五年に比し昭和十年に著しい増加を示している。これは對外債権額が八億三千六百万円余増加したためである。また電信及び電話設備も著しい増加を示している

項目	昭和五年	昭和十年
雑	九五、四三九	一九、五九三
對外債権債務差額	九五、四三九	一九、五九三
鑛貨及び金銀地金	三、四七三、三二二	二、三三三、三四三
生産品	一、四三三、一三六	九六、六四三
家具	八、〇八九、七四四	五六、四九三
家財	一、四三三、一三六	二、六三三、三〇八
所蔵財貨	一、三、三三三、五八六	一、〇〇三、三三三
水設	三三、〇四六、四六八	四、一九一、一八八
電信及電話設備	五八三、五六五	三〇〇、七六六
電氣及び瓦斯供給設備	三三、〇四六、四六八	一、〇〇三、三三三
船	三、〇三三、五八八	一、二八三、二五五
諸車	三、〇三三、五八八	九七五、二五五
鉄道及び軌道	三、七四六、七七〇	三〇七、二四八
工業用機械器具	三、七四六、七七〇	一四八、六三三
建物	二、九三二、二三三	一、二二一、八三三
家畜及び家禽	四三三、四三三	三、三六八、一七六
樹木	七、〇八六、四三八	八五、〇六九
橋梁	四三三、四三三	一、〇〇三、三三三
水道設備	三、七四六、七七〇	三、三六八、一七六
電信設備	五八三、五六五	三〇〇、七六六
電氣及港灣及運河	三三、〇四六、四六八	一、〇〇三、三三三
家畜及家禽	四三三、四三三	三、三六八、一七六

が、これは同設備の充実及び建設費の昂騰に基き生じたものである。なお増加割合はかくの如く顯著ではないが、所蔵財貨中の鑄貨及び金銀地金が五割六分余の増加を示している。これは主として金の市價の著しい昂騰に基く増加であつて、もしこの昂騰なくば、鑄貨及び金銀地金の價額は、昭和五年に比し昭和十年には反つて減少を示したはずである。

今試に前述した評價の相違及び物價の変動によつて、昭和五年に対する昭和十年國富各項目の價額に生じた相違の程度を示す指數を國富各項目毎に調製し、この指數を以て昭和十年國富各項目價額を除して、兩回調査間に於ける評價の相違及び物價變動による相違を除去してみるならば、昭和十年國富總額は一千二百二十三億二百萬田余となり、昭和五年の總額一千百一億八千八百萬田余に比し一割一分の増加を示すのである。従つてこの結果によれば、前記昭和五年に対する昭和十年國富總額の増加額百四十二億田（一割二分八厘）の大部分は、評價の相違及び物價變動によらざる國富の實増加であることが判る。これは昭和五年に対し昭和十年國富各項目の價額には、總じて増加方向のみに於ける評價又は物價變動の影響があつたのではなく、その中には土地、樹木、建物の如く減少方向に於ける評價または物價變動の影響があつたものがあることを思えば首肯しうる所である。

3、府縣別國富額

國富總額中より對外債權債務差額を除いたものの府縣別を見れば次表の如くであつて、東京府の百二十四億田余が最も多く、大阪府の七十九億田、北海道の六十六億田、福岡縣及び兵庫縣の五十八億田、愛知縣の五十三億田がこれに次いで多く、以上二府一道三縣の富を合わせると全國の三割五分を占めている。而して縣富の少ななるは鳥取縣の八億田、沖繩縣の四億田弱である。

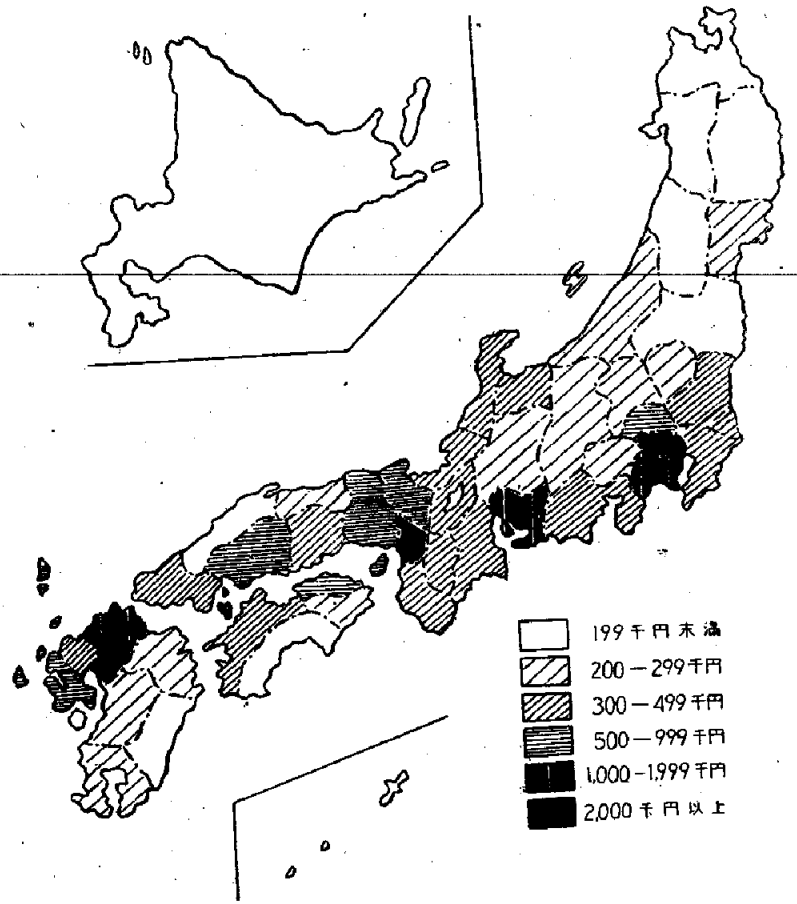
前項に述べたる如き事情があるので、府縣別富に付ては昭和五年との比較は直にこれを行い難いのであるが、試に比較してみれば、昭和五年に比し縣富の減少を見たるものに茨城、栃木、千葉、三重、佐賀、鹿兒島及び沖繩の七縣がある。しかしこの中茨城、栃木、佐賀及鹿兒島の四縣は昭和五年に対する昭和十年の土地價額の減少がなかつたならば、この縣富の減少を見なかつたものである。

昭和十年及び昭和五年國富額比較

(單位千田)

總額	昭和十年		昭和五年		差額 〔一〕は昭和十年減	割合(%)
	實數	割合(%)	實數	割合(%)		
總額	1,223,230,000	113.1	1,061,800,000	100.0	161,430,000	15.2
北海道	66,000,000	5.4	58,000,000	4.8	8,000,000	7.6
青森	1,335,000	0.11	1,150,000	0.11	185,000	16.1
岩手	1,026,150	0.08	1,020,875	0.09	5,275	0.5
宮城	1,760,250	0.14	1,490,000	0.14	270,250	2.5
秋田	1,640,280	0.13	1,570,000	0.15	70,280	0.7
山形	1,338,290	0.11	1,160,000	0.11	178,290	1.6

府縣別面積一方籽當り國富額



(備考)

上表府縣別國富推計額は昭和十年及び昭和五年末各府縣境域内に現在した物的財貨につきその総價額を表章したものである。なお対外債権債務差額を除外してある。

三、國民所得

1、總説

昭和十年一箇年間に於ける國民所得総額は百四十五億円余であつて、一世帯当り一千七十六円、人口一人当り二百十円となる。國民所得総額の二分五厘は官營事業所得、四厘は公營事業所得であつて、兩者を合するも三分弱に過ぎず、従つて私人所得は國民所得総額の殆んど全部を占めてゐる。この國民所得総額を生産部門別に見ると、いわゆる原始産業より三十二億円（農業二十六億円、水産業二億円、鉱業四億円）総額の二割二分、工業より五十三億円、総額の三割七分、商業より三十六億円（物品販賣業二十六億円、其の他十億円）総額の二割五分、交通業より十億円（運輸業八億円、通信業二億円）総額の七分、公務自由業及び家事より十三億円（公務自由業十一億円、家事二億円）総額の九分であつて、國際投資及び事業利得差額は八千六百万円弱の支拂超過となつてゐる。

昭和十年國民所得額

(單位千円)

業種	總額	官	公	私
總額	一四、三〇、八七〇	三六五、五八五	五七、一六九	一四、〇九、一三七
農業	三、六七、五九八	三八、五〇八	七、三三五	二、九一、五五五
水産	一九、五五〇	五		一九、五五〇
漁業	一八〇、三六九			一八〇、三六九
養殖	一一、三三二	五		一一、三二六
工業	四、一〇、六五〇	一、三〇九		四、〇九、〇四〇
工場工業	五、三三九、六四三	美、二二〇	三、七、一〇〇	五、二三、二四〇
家内工業	三、五〇五、七六八	美、二、二〇一	三、七、一〇〇	三、四八、四六六
其他	一、三〇四、七〇〇			一、三〇四、七〇〇
商業	五、六、一四四			五、六、一四四
物品販賣	三、六三六、二六九			三、六三六、二六九
其他	二、六五〇、八六〇			二、六五〇、八六〇
交通	九、六五、四〇九			九、六五、四〇九
運輸	一、〇八、八二二	三、七、八一九	三、七、六〇四	七、〇八、二一八
通信	八四三、一九七	二、五、四九九	三、七、六〇四	七、〇一、一四四
公務、自由業及家事	三三六、四二四	三三六、四二四		三三六、四二四
其他項目中包含せられるものを除く	一、三三三、六三二			一、三三三、六三二
公務、自由業	一、一七九、六六八			一、一七九、六六八
家事	一八三、九三三			一八三、九三三
國際投資及び事業利得差額	△ 八五、九二二	△ 六、二五九	△ 三、七三三	△ 二、五〇一

△は支拂超過を示す。

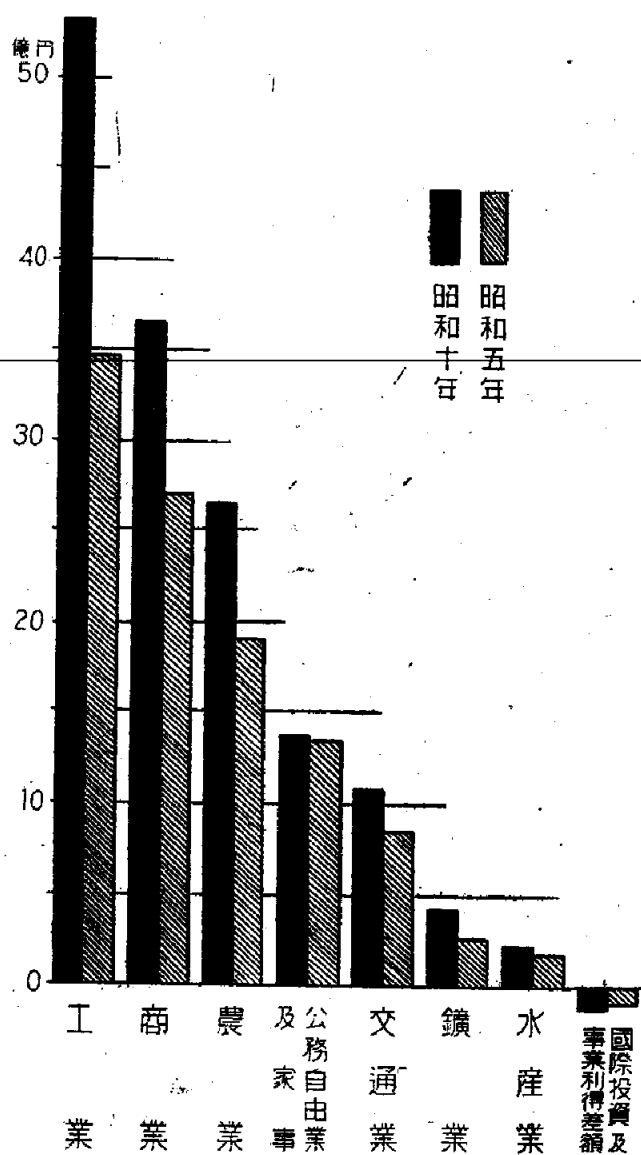
(備考)

1、上表産業別所得額中、農業、水産業、鉱業及び工業の各所得額は昭和十年一箇年間にこれ等の各産業に於て生産せられたる所得額を示す、即ち農業はその生産総額より生産に要した種苗・蚕種・種卵・光熱・薬剤・飼料・肥料及び農具代を控除した價額、水産業、鉱業及び工業はその各生産総額より生産に要した原料代、廣告、光熱及び動力費、機械器具及び工作物の減耗費を控除した價額である。尙商業及び交通業はその収入総額より之に要した商品仕入代、廣告・交通・光熱及び機械器具費を控除した價額であつて公務、自由業及び家事はその效用の全價額である。

□、上表官公私別所得額中官公所得は官公營事業の生産総額より(イ)に列挙した各經營費項目及び人件費を控除した價額である。

昭和十年一箇年間に於ける農業、水産業及び鉱業よりの生産総額は大約四十三億五千六百万円と見積られるから、上記原始産業の純収益をこれに対すれば、この生産総額を得るために大約十一億三千

昭和十年及び昭和五年項目別國民所得額比較

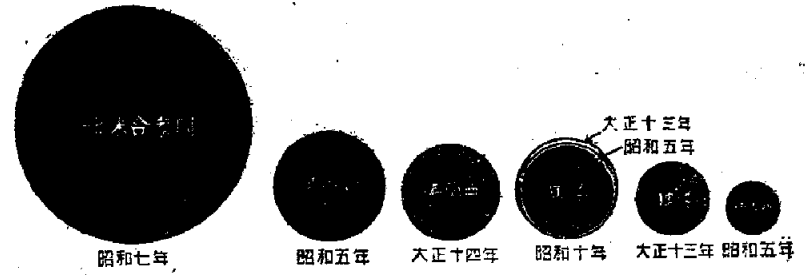


これによれば昭和五年に対し昭和十年國民所得総額は三十八億九千六百万円三割六分余の著しい増加を示している。この増加額の半近くは工業純収益の占むる所であつて、工業純収益は十八億六千七百万円の増加を示し、昭和五年の同純収益に比し五割四分の増加となつてゐる。これについてその増加大なるは商業純収益の九億一千万円（三割四分）、農業純収益の七億三千四百万円（三割九分）、交通業純収益の二億二千七百万円（二割七分）、鉱業の一億六千万円（六割五分）であつて、他は増加額一億円に満たず、特に水産業中漁撈並に公務自由業及び家事純収益に於ては、極めて低度の増加割合を示すに止まつてゐる。農業、鉱業及び工業各純収益がかくの如く著しい増加を示したのは、昭和五年に対し昭和十年に於けるこれ等各産業の生産價額が著しく増加したためである。これ等産業の生産價額が増加すれば、これに伴い商業及び交通業の活動は旺盛となり、従つてその純収益を増加することは当然である。

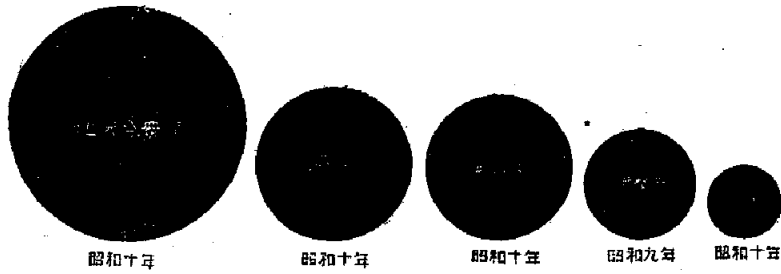
公務、自由業及び家事
（他の項目中た包含せられるものを除く）
公務、自由業
家
国際投資及び事業利得差額
△は支拂超過を示す。

△	一、三六三、六三一	一、三六六、九〇〇	一六、九一九	一・三
△	一、一九六、六九八	一、一五〇、四三三	二九、三三五	二・五
△	一八三、九三三	一九、二六九	三三、三五六	六・三
△	八五、九六一	三、六〇〇	三三、三三一	三三・一
△	(一)	(一)	(一)	(一)

主要列國の國富



主要列國の國民所得



四、主要列國の國富及び國民所得

各國に於ける國富及び國民所得就中國富の調査は、その方法を同一にして居らぬから、その結果を直に比較することは出来ぬのであるが、試みに最近主要各國の國富及び國民所得額を列記すれば次の如くである。

主要列國の國富額 (爲替相場により円價に換算)

國名	國富額 (百万円)	人口一人当り國富額 (円)	面積一方杆当り國富額 (千円)
日本 (昭和十年)	一二四、三四四	一、七九五	三三五
獨逸 (大正十三年)	一一〇、一八八	一、七一〇	二八八
同 (同 五年)	一一〇、一八八	一、七一〇	二八八
同 (大正十三年)	一三二、八〇二	二、二四六	三四七
北米合衆國 (昭和七年)	八八〇、三八八	七、〇四五	一一二
獨逸 (大正十三年)	八六、七〇〇	一、三八〇	二八四
英吉利 (昭和五年)	一七七、六七四	三、八七三	七三〇
佛蘭西 (大正十四年)	一二六、六二六	三、一一八	二三〇
伊太利 (昭和五年)	五一、八七二	一、二六三	一六七

これによれば北米合衆國の富は非常に多いが、その面積に比しては多量といふことは出来ない。これに反し英吉利の富はその総額に於ても人口又は面積に対する割合に於ても多額を示している。而して我國の富は総額に於ては英、米に次ぎ、面積一方杆当りに於ては英吉利に次ぐの多額となつてゐる。尤も國富中相当大なる部分を占める土地の價額は、人口稠密なる國ほど多額に評價される傾のあることに留意する要がある。

主要列國の國民所得額 (爲替相場により円價に換算)

國名	國民所得額 (百万円)	人口一人当り國民所得額 (円)
日本 (昭和十年)	一四、五三二	二二〇
北米合衆國 (昭和十年)	一八七、四六五	一、四七四
獨逸 (昭和十年)	八〇、七〇四	一、二〇七
英吉利 (昭和十年)	六七、〇一一	一、四二九
佛蘭西 (昭和九年)	三六、七四九	八七六

これによれば我國國民所得額は甚だ少額で、列國の人口一人当り國民所得額は多きは我國の七倍余に達している。この事は、これ等の國に比し

我國に於ける俸給賃銀等の勤勞の價格が低いことを想起すれば興味ある所である。例えば昭和十年に於けるこれ等の國の賃銀を爲替相場で円價に換算して、我國の賃銀と比較してみると、三倍から四倍強の高額を示すのである。

勤勞の價格又はこれを含む價額の國際比較をなすには、爲替相場で換算するのみでは不十分であつて、各國に於ける通貨購買力の状態をも斟酌の上、比較するを適當とすると言はれてゐる。よつて試にその説に従い、この點の斟酌を加へた人口一人當り國民所得額を算出すれば次の如くである。これによればその程度は余程緩和されているが、依然我國所得は少額を示しているのである。

日本	二一〇・四
北米合衆國	五九三
独逸	四九八
英吉利	八七三
佛蘭西	三四三

五、國民所得額の増進

我國國民所得額増進の趨勢を課税所得額の増進趨勢に徴して推計すれば次の如くである。

國民所得額の増進	國民所得額 百万円	明治二十年基準指數
明治二十年	一、二四二	一〇〇
二十一年	一、二四三	一〇〇・一
二十二年	一、二四〇	九九・八
二十三年	一、二四三	一〇〇・一
二十四年	一、二四四	一〇〇・二
二十五年	一、二四八	一〇〇・五
二十六年	一、二六七	一〇二
二十七年	一、二七九	一〇三
二十八年	一、二九二	一〇四
二十九年	一、三二九	一〇七
三十年	一、三六六	一一〇

明治三十一年	一、四〇三	一一三
" 三十二年	一、四四一	一一六
" 三十三年	一、五二七	一二三
" 三十四年	一、六二七	一三一
" 三十五年	一、七二六	一三九
" 三十六年	一、八三八	一四八
" 三十七年	一、九一三	一五四
" 三十八年	二、〇〇〇	一六一
" 三十九年	二、一二四	一七一
" 四十年	二、二七三	一八三
" 四十一年	二、五九六	二〇九
" 四十二年	二、七三二	二二〇
" 四十三年	二、七五七	二二二
" 四十四年	二、七八二	二二四
" 四十五年	二、九四四	二三七
大正元年	三、〇三〇	二四四
" 二年	三、〇三〇	二四四
" 三年	三、一三〇	二五二

大正四年	三、〇三〇	二四四
" 五年	三、〇五五	二四六
" 六年	三、五二七	二八四
" 七年	四、六七〇	三七六
" 八年	六、三八四	五一四
" 九年	八、二八四	六六七
" 十年	一〇、八五五	八七四
" 十一年	一三、三八九	一、〇七八
" 十二年	一三、二五二	一、〇六七
" 十三年	一二、九〇四	一、〇三九
" 十四年	一三、三八二	一、〇七七
" 十五年	一二、四二八	一、〇〇一
昭和元年	一一、五七四	九三二
" 二年	一一、一七九	九〇〇
" 三年	一一、三二三	九一一
" 四年	一〇、六三六	八五六
" 五年	八、九九一	七二四
" 六年		

昭和七年
昭和八年
昭和九年
昭和十年

一〇、八四九
一三、四四四
一三、〇八二
一四、五三一

八七四
一、〇〇二
一、〇五三
一、一七〇

國民所得額の増進

(明治二十年を 100 としたる指数)

